

2019年度 中央大学指定試験奨学金 募集要項

本奨学金は、中央大学で指定した国家試験に合格することを期して学部の修業年限（4年）を超えて在学する者に対し、経済的支援をすることを目的とした給付奨学金です。

1. 出願資格

次に掲げる要件（1）～（4）をすべて満たす者。

- (1) 平成31年公認会計士試験・平成31年度国家公務員採用総合職試験のいずれかを受験する者
- (2) <2015年度入学生>
2019年度に修業年限（4年）を超えて在学する者で、かつ卒業必要単位数を修得済みの者（卒業延期許可者）。
<2014年度以前入学生>
2019年度に修業年限（4年）を超えて在学する者で、うち未修得単位数が8単位以下の者（卒業延期許可者を含む）。
- (3) 学力・人物ともに優れている者で、次のいずれかに該当する者
 - ①公認会計士試験の短答式試験に合格している者、国家公務員総合職第1次試験に合格している者
 - ②2018年度までの学業成績が通算GPA3.00以上の者※①に該当する場合であっても、「6. 選考方法」に記載の通り、2018年度までの学業成績（通算GPA）を加味して選考する場合があります。
- (4) これまでに本奨学金の給付を受けた回数が2回以内の者

※2019年度に秋卒業制度を申請している場合は、出願できませんのでご注意ください。

2. 給付金額

前項1－（2）の者に適用する減免措置〔学則施行細則第12条〕を受けて納入した授業料及び実験実習料の5分の4相当額を給付します。但し、年度内の給付回数は1回に限ります。

3. 給付人数及び期間

給付人数は60名以内とし、期間は当該年度1カ年とします。

4. 出願期間及び窓口

次の期間に「5. 出願書類」を所属学部事務室の窓口へ提出又は郵送してください。

2019年4月8日（月）～4月26日（金） ※郵送可・締切日必着

但し、国家公務員総合職試験 大卒程度試験(教養区分)のみ受験する方で本奨学金を希望する方は、2019年8月30日(金)～9月13日(金)の間に厚生課へ電話で問い合わせの上、出願書類受理方法から採否結果までのスケジュールを確認してください。 厚生課(Tel 042-674-3461)

(注)上記出願期間を過ぎたものは受理できません。なお、郵送提出の場合は簡易書留など配達記録が残る方法により郵送してください。

5. 出願書類

以下、(1)～(4)について、必ず提出してください。(5)は該当者のみ提出してください。

- (1) 出願申請書 *所定用紙
- (2) 誓約書 *所定用紙
- (3) 口座振込依頼書 (奨学生用) *所定用紙

- (4) 平成31年公認会計士試験もしくは平成31年度国家公務員採用総合職試験受験票の写し
- (5) 指定試験ごとに定める書類の写し
- 「1. 出願資格(3)①」のうち各試験合格者については、次の書類の写しを提出してください。
- 公認会計士試験の短答式試験合格者：「短答式試験合格通知書」又は「論文式試験成績通知書」
 - 国家公務員総合職第1次試験合格者：「一次試験合格通知書」
- ※ 成績証明書等、学部の学業成績を証明する資料の提出は不要です。
- ※ 出願書類は一切返却できません。

6. 選考方法

- (1) 2018年度までの学業成績および出願書類により審査を行います。
- (2) 学業成績の評価方法は通算GPA (Grade Point Average) を使用します。

7. 選考結果通知

6月中旬に本人住所宛に発送します。

8. 奨学金の給付

2019年6月27日(木)に本人名義の指定口座に振り込む予定です。

9. 給付決定の取り消しと給付金の返還

休学、退学、秋卒業、学則に違反したとき、又は申請した指定試験の受験を中止したときは、給付の決定が取り消され、給付金を可及的速やかに一括で返還する必要があります。

10. 受験結果報告

本奨学金に採用された者は、指定試験の受験結果を報告する必要があります。
 受験結果が分かり次第、厚生課まで速やかに報告してください(所定用紙あり)。

11. 問い合わせ先

所属学部事務室(窓口)

【参考】2018年度 採用者数(出願者数)

	法	経済	商	理工	文	総合政策	合計
公認会計士試験	—	2(2)	8(8)	—	—	—	10(10)
国家公務員総合職試験	—	—	—	—	—	—	0(0)
合計	—	2(2)	8(8)	—	—	—	10(10)

※ 提供された個人情報は、奨学金業務のために利用し、その他の目的には利用しません。